催

コラム

# 空き家を減らして、よりよいまちへ

~空き家について考えてみよう~

### 空き家化を予防しましょう 居住中・使用中から

とが挙げられます。 管理者がはっきりしないといったこ 続や登記が適切に行われず所有者や 物の老朽化で活用が困難である、相 空き家が放置される要因には、 建

ることを早めに行うことが大切です。 あらかじめ決めておくなど、今でき せて登記を変更する、引き継ぐ人を 中から適切に維持管理し、現状に合わ これらを防ぐには、居住中・使用

## ポイントその1

# 現在の登記を確認しましょう

トラブルの原因になるため、 有者の名義のままになっていると、 と登記を済ませましょう。 相続登記がされておらず、前の所 きちん

## ポイントその2

# 遺言書を書いておきましょう

か明確にしておきましょう。 誰に不動産を引き継いでもらいたい より優先されるため、遺言書を残し、 遺言書に書かれた内容は法定相続

#### \*ポイントその3 専門家に相談しましょう

まな問題があります。 続権者同士による争いなど、さまざ 相続に関して、名義変更・税・相

士・司法書士・税理士などの専門家 に相談しましょう。 それぞれの悩みに合わせて、弁護

#### 空き家の放置がトラブルや 事故につながることも

災面でリスクが高まります。 空き家を放置すると、防犯面や防

どの維持管理サービス事業者の紹介 者または管理者を対象に、空き家な が、樹木や雑草が伸びたまま放置さ 度」を実施しています。 を行う「空家等維持管理サービス制 影響など多くの問題が発生します。 れると、近隣の家や道路通行への これから梅雨の時期に入ります 市では、市内の空き家などの所有

故、老朽化による倒壊事故、放火な どによる火災、不法投棄の誘発、不 による屋根や外壁などの落下飛散事 また、空き家の放置は、強風など

> 請求される可能性もあります。 審者の侵入や不法滞在の原因とな 最悪の場合、多額の損害賠償を

> > る空家などの所有者や管理者に対し

て法律や条例に基づき、段階に応じ

家である「特定空家等」と認められ



## 空き家の適正管理は 所有者・管理者の責任です

があります。 管理者が自らの責任で管理する義務 空き家を含む建築物は、所有者や

ください。

市では、法で定める老朽危険空き

て、指導・勧告・命令などを行います。 空き家バンクの利用で

## 空き家の利活用を

されていても、地域コミュニティや が早まります。また、しっかり管理 まちの活力低下につながります。 使われなくなった空き家は老朽化

施しています。 る「伊賀流空き家バンク制度」を実 全国に発信して空き家の利活用を図 に、インターネットで空き家情報を 市では、それらを未然に防ぐため

残っている場合に、有料で家財除去 新たに始まります。 を行う「家財除去サービス制度」 しい手続きについてはお問い合わせ これらの制度の利用方法など、 また、空き家内に家財などが多く 詳 **‡**,

【問い合わせ】 市民生活課 22·9676 FAX 22 9 6 4